

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

| | | | |
|-------|--------------------------|--|-----------------------------------|
| 会議の名称 | 令和5年度 第1回芦屋市いじめ問題対策連絡協議会 | | |
| 日時 | 令和5年7月6日(木) 10:00~11:00 | | |
| 場所 | 芦屋市役所 分庁舎2階 大会議室 | | |
| 出席者 | 会長 副会長 委員 欠席委員 | 頭師 有里 竹内 浩文 國友 千枝 大石 健二 岩本 和加子 富田 泰起 谷 憲太郎 | 堺谷 恭子 横田 薫 坪井 政人 |
| 事務局 | こども政策課 学校支援課 | 部長 中西 勉 係長 中川 弘之 主査 森 洋樹 | 課長 伊藤 浩一 主事 森本 明日翔 主査 上原 正也 |
| 会議の公開 | ■ 公開 | | |
| 傍聴者数 | 0 人 | | |

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状の交付、委員紹介
- (3) 会長の選任

<内容>

- (1) 本市におけるいじめの状況について【協議】
- (2) いじめ防止対策の実施状況について【協議】

2 提出資料

- 資料1 本市におけるいじめの対応と取組について
- 資料1 (参考) 保護者・地域向けいじめ防止チラシ (兵庫県・兵庫県教育委員会)
- 資料1 (参考) いじめの認知について
- 資料2 令和4年度 市におけるいじめ防止等に係る取組の実施状況
- その他1 いじめ防止啓発事業～令和4年度の取組～(抜粋)
- その他2 令和5年度いじめ防止啓発チラシ

3 審議内容

<開会>

- (1) 開会の挨拶

【事務局挨拶】

- (2) 委嘱状の交付、委員紹介

【委嘱・任命】

【委員・事務局自己紹介】

(事務局中川) それでは、事務局から会議運営上の説明をさせていただきます。まず、本協議

会ですが、芦屋市情報公開条例第19条により、公開が原則となっております。また、議事録を公開し、本協議会における発言の内容や委員名も公開することが原則となっております。つきましては、議事録を正確に作成するために、レコーダーにて音声を録音させていただきます。

続きまして、本日は委員10名の内、9名に出席いただいております。過半数以上の出席がありますので、この協議会は成立していることをご報告させていただきます。

(3) 会長の選任

(事務局中川) それでは、会長の選出に移ります。昨年度、芦屋市PTA協議会会長の丹羽委員が会長に選任されていましたが、今回変わられましたので、会長を選出したいと思います。芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例第6条第2項により、会長は委員の互選で定めることとなっております。どなたかご推薦はございませんか。

(國友委員) いじめ防止に向け連携していく協議会ですので、普段、保護者、教職員及び行政と協力して、家庭教育と学校園教育環境がより充実するよう活動をしていただいている芦屋市PTA協議会の頭師委員が適任かと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局中川) 他にご推薦などはございませんか。先ほど、芦屋市PTA協議会の頭師委員へ推薦がございましたが、頭師委員に会長職に就任いただくということでよろしいでしょうか。

【他の推薦なし】

【全員同意】

(事務局中川) では、芦屋市PTA協議会の頭師委員に会長をお願いしたいと思います。頭師委員、どうぞよろしくお願いいたします。はじめに会長よりひと言、ご挨拶をお願いします。

【会長挨拶】

(事務局中川) それでは、今後の会の進行を会長と交代させていただきます。よろしくお願いいたします。

(頭師会長) はい、よろしくお願いいたします。まず、本協議会を公開とする件ですが、原則どおり公開でよろしいでしょうか。

【全員承認】

(頭師会長) では、本協議会は原則どおり公開とし、それで進めさせていただきます。次に、本日傍聴希望者はおられますか。

(事務局中川) 本日傍聴希望者はいらっしゃいません。

(頭師会長) では、傍聴者はいないようですので、事務局から本日の資料の確認をお願いします。

(事務局中川) 資料は、事前に皆様へお送りしております。次第と委員名簿、資料1「本市におけるいじめの対応と取組について」、資料2「令和4年度市におけるいじ

め防止等に係る取組の実施状況と取組について」の2点です。また、本日「いじめ防止週間の策定」、「いじめ防止啓発チラシ」を資料として配布しております。8月26日開催のひょうご・ヒューマンフェスティバルのチラシと、男女共同参画センター通信「ウィザス」を配布しております。

本日の資料としては以上です。不足している資料はございませんでしょうか。事務局からは以上です。

<内容1> 本市におけるいじめの状況について【報告】

(頭師会長) それでは議題に入ります。事務局から協議内容1「本市におけるいじめの状況について」を報告してください。

(事務局上原) 資料1、本市におけるいじめの対応と取組について説明させていただきます。項番1いじめの定義は、文部科学省から出ているものです。「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない、となっております。項番2、文部科学省が出しているデータですが、令和元年度から令和3年度まで載せています。兵庫県は真ん中あたりに位置しています。平均でいうと令和2年度の数値が減っていますが、新型コロナウイルスの影響で休校等が多く、認知件数が減少しています。この表は高等学校を含めていますので、単純な比較はできませんが、兵庫県だけでなく全国と比較しても芦屋市は多く認知をしています。1位の県よりも多い件数を認知しています。これは、項番1のいじめの定義が定着していることや、項番3(7)いじめアンケート実施や教育相談、生活ノート等の活用による未然防止および早期発見を心がけておりますので、小さなこともいじめとして認知してカウントしていることが要因と考えられます。認知できたら、必ず該当する児童生徒に声をかけて話を聞き、解消に向けた指導を大切にしています。先延ばしにしないことや、いじめアンケートも日を空けないように週明けに実施したりしています。今年度の取組については項番4に書いていることを主に行っています。毎月行っている芦屋市生徒指導連絡協議会に加え、不登校にも力を入れながら、いじめについて検討したり情報交換したりしています。関係各所の方も参加しておりますので、相談したりしながら、問題解消に向けての取組を行っています。

(頭師会長) ありがとうございます。先ほどの報告について、何かご質問やご不明点はございませんか。

【意見、質問等なし】

<内容2> いじめ防止対策の実施状況について【協議】

(頭師会長) では、次第の協議内容2「いじめ防止対策の実施状況について」について、事務局より報告してください。

(事務局中川) 資料2「令和4年度いじめ防止等に係る取組実施状況調査」についてご説明いたしますので、お手元に資料2をご用意ください。前回の調査表から変更があります。今回から成果や課題、次年度の目標（令和5年度）を追加いたしました。時間の関係上主なものについてご説明させていただきます。

項目2「早期発見・早期対応のための措置」について人権・男女共生課では、

毎月2回人権擁護委員による人権相談を実施しています。令和4年度はいじめ問題に関する相談は、1件ありました。今年度も引き続き毎月2回人権擁護委員による人権相談を実施します。

こども家庭・保健センターでは、相談面接等の聞き取りから早期発見に努めています。いじめの被害から不登校となり、家庭内不和が生じた結果虐待に発展する場合があります。早期段階から虐待に繋がらないよう支援を行っているとともに、虐待を受けている児童や非行等の行動がある児童については、いじめの被害者にも加害者にもなる可能性があるため、児童が健全な生活を送れるよう支援を行っています。今年度からこども家庭・保健センターとなったため、相談の周知・啓発に努めてまいります。

3ページ目をご覧ください。項目3「啓発活動」についてです。①の取組みについて、人権・男女共生課では、法務局や人権擁護委員と連携して人権教室を開催しています。教室の内容は、人権擁護委員がDVDや紙芝居等を用い、子どもたちに、「思いやりの心」「いのちの大切さ」を楽しくわかりやすく学んでもらうことを目的に授業を行っています。令和4年度は、浜風小学校、宮川幼稚園、精道こども園、緑保育所、岩園保育所にて実施しました。また、宮川幼稚園において、花の種子、球根等を配布し、児童らが協力し合って育てることを通じて、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み情操をより豊かなものにすることを目的とした「人権の花運動」を実施しました。今年度も引き続き学校園や保育所園等を対象に人権教室を実施し、岩園幼稚園で人権の花運動を実施します。

4ページ目をご覧ください。③の取組みについて、こども政策課では、この連絡協議会にて「いじめ防止週間」を策定し、市内小・中学校15校を対象に、過去の受賞作品を用いたのぼり旗を設置しました。また、いじめ防止啓発チラシや小学1年生、中学1年生を対象に啓発シールを配布し、市内小・中学校15校でポスターを掲示しました。成果や課題の3番目、市内小・中学校に啓発事業の取組みについてアンケートを実施したところ、啓発事業の有効性を鑑みて、年間を通じて啓発事業に取り組むべきという拡充を求める意見がある一方で、実施時期についても概ね適切だという多数の意見がありましたので、今年度も関係機関と連携しながら、引き続き取組みを実施していきます。啓発チラシ等を配布する機会として、あしや保健福祉フェア、ひょうご・ヒューマンフェスティバル、人権啓発映画会などを予定しております。

5ページ目をご覧ください。最後に項目5「インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策」についてです。学校支援課では、各教科等で情報通信ネットワークや個人情報の保護、スマートフォンやSNSの危険性について、考えたり、議論しております。また、外部講師（警察等）を招いて、学習会を小学校で実施しています。打出教育文化センターでは、1人1台のタブレット端末貸与の際に、家庭向けに注意事項や家庭でのルール作りに関する啓発プリントを配布し、県や国からの情報モラルに関する啓発資料を配布するよう学校へ依頼し、保護者への周知に努めています。また、芦屋市情報活用能力体系表を参照しながら発達段階に応じた「情報セキュリティ・モラル」についての指導をおこなうよう働きかけ、各校で実践を積み重ねています。

今年度の啓発は、主にのぼり旗の設置、本日追加で配布させていただきました資料、昨年度と同じ形式で実施したいと考えています。それからひょうご・ヒューマンフェスティバルなど多くの来場者が見込めるイベント等で本日配布しました啓発チラシを配布します。

委員の皆さまには、昨年度の取組みに対する成果や課題、今年度の取組みに対して、ご意見をいただければと思います。事務局からの報告は以上です。

(頭師会長) ありがとうございます。先ほどの報告についてご不明な点やご質問はございませんか。

(富田委員) 5ページのインターネット等を通じて行われるいじめに対する対策について、学校ではインターネットでのいじめは見えにくくて大変だと思いますが、どういった工夫や取組みをされているのでしょうか。

(横田委員) SNSは見えにくいところで起こります。学校のタブレットは、子ども同士のやり取りができない設定になっています。アプリも勝手にダウンロードできないようになっていますので、それほど心配はないです。やはりスマホです。5年生や6年生はかなりの割合で持っていますし、3・4年生でも持っている人が増えています。LINEでグループに入れてもらえないとか、外されたということがきっかけで、人間関係のトラブルに繋がっていくこともあります。学校が気づいたころには問題が大きくなっているような状態ですので、最初の段階での指導が重要になってきます。岩園小学校では、5月13日の参観に合わせて、子ども向けのスマホの使い方についての講演会を、5・6年生対象に体育館で1時間ほど話をさせていただきました。その後、保護者の方向けに注意すべきことを聞いていただきました。コロナも落ち着いてきましたので、5月の早い段階ですることができました。コロナ以前はどこの学校でもされていたと思います。タブレットが入ってきて、先生方や子どもたちもだいぶ使えるようになってきていますが、情報モラルや情報セキュリティをどこまで知っているのか、子どもたちも危険性を分からずに使っている部分があるので、講演会の1回だけでなく、授業の中でも1年生から6年生まで系統立てて指導することが大切です。この学年はやっているけれど、ここはやっていないという抜け落ちるところがあるので、芦屋市情報活用能力体系表に合致するような形で例えば1年生には情報モラルのこの部分を教えようと各校で決めるなど、系統立てた指導をしていこうと今動いているところです。

(竹内委員) 法務局を通じて、人権擁護委員と携帯会社が組んで、スマホ人権教室というものがあります。もうすぐ今年度のご案内ができるかと思いますが、無料でさせていただけるのでよろしく願いいたします。

(岩本委員) 先ほどいじめアンケートをこまめにされていると言われていましたが、先生方のきめ細やかな対応は本当にその通りだと実感しています。他のお仕事がある中で、そういったところにもきめ細やかな対応をしてくださっているので、ご負担が多いのではないかと思います。そういったところに、行政的なサポートはあるのでしょうか。

(大石委員) 起きてしまってからの方が大変なので、今は未然防止、早期発見に移ってきていると感じます。アンケートを年3回行っていますが、週末に取ると、土日を含んでしまうので、大きなことだと手遅れになってしまうため、月曜日にとってその日のうちに必ず聞き取るようにしています。聞き取りの結果、その日のうちに校内会議を開きます。それを基にして、次の週から教育相談をするとか、SNSのことなどはこちらも見えないので、子どもからの情報を得るようにしています。

(横田委員) 労力がかかりますが、いじめが大きくなって、それに対処する労力を考えると、小さいときに発見して、そこで対応の方が労力は少ないと考えています。細かな聞き取りは時間がかかりますが、大きくなることを防ぐという意識を先生

たちも持っているので、意識改革は進んできていると思います。

(大石委員) コロナ以前は、企業から聞くだけでなく、小学校、中学校でスマホサミットという子どもたちでルールを作ろうという動きがありました。今は中断しています。

(富田委員) スマホのことは、正しい知識を子どもの時から、スマホを持つ年齢から保護者も持つておくことが大事だなと思いました。学校の取組みで研修を学年ごとに継続してされていると聞いて、取組みを積み重ねることで、子どもたちが正しい知識を持ち、いじめにどう対応したらいいかということに繋がっていくと思いました。ぜひこの取組みを続けてほしいと思います。

(頭師会長) では、本日出されました意見を参考にして、事務局での検討をお願いします。

(頭師会長) 本日の協議事項は、終了しました。事務局から報告事項等がございますか。

(事務局伊藤) 啓発事業は、昨年度同様、のぼり旗と、大きなイベントでチラシを配布して周知活動をしていきます。

(横田委員) 今年はグッズの配布はないのですか。

(事務局伊藤) チラシでの周知を増やしています。

(横田委員) シールは結構好評でした。1年生はもらえて喜んでいました。

(事務局伊藤) 検討したいと思います。

(事務局中川) 本日の議事録ですが、作成できた段階で一旦委員の皆さまに送付させていただきます。発言内容を確認いただき、修正等がある場合は事務局までお知らせください。原則会議の1か月以内にホームページ等で公表いたしますので、ご協力のほど、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

(頭師会長) それでは、これもちまして令和5年度第1回いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

<閉会>